

平成 18 年 5 月 15 日

つくば市長
市原 健一 様

107-0052 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 1 3 号
(社)農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)
理事長 岩元 睦夫
電話 03-3586-8644 FAX 03-3586-8277

「遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針(案)」についての意見

(社)農林水産先端技術産業振興センターは、産学官の連携と広範な業際的交流を通じ、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に係る事業を総合的に促進することを目的に設立され、現在、161 の企業、公共団体等を会員とする社団法人です。

今般、貴市において「遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針」を制定することとされ、その「案」について意見募集を進めておられることから、以下の諸点について、意見を申し述べさせて頂きたく存じます。

1. 遺伝子組換え技術は、21 世紀における基幹的な技術として、環境・医療・生活など、あらゆる方面で既に活用されており、先進諸国の間では、激しい技術開発競争を展開している状況にあります。

我が国においても、内閣府の「バイオテクノロジー戦略会議」の答申で「バイオテクノロジーは世界を一変させると我々は確信している。今、日本は何をなすべきか。」とのメッセージが提示され、

- ・健康と長寿の達成(よりよく生きる)
- ・食料の安全性と機能性の向上(よりよく食べる)
- ・持続可能な快適社会の実現(よりよく暮らす)
- ・バイオテクノロジー分野において、世界に貢献する日本
- ・我が国産業の国際競争力の向上と新産業の創出

を目指したバイオテクノロジー戦略が展開されているところであります。

これは食料・農業分野においても例外ではありません。品種改良を例にとっても、現在の交配等による改良には限界があり、遺伝子組換え技術を利用することで、生産

性や不良環境適応性、さらに品質や機能性等を画期的に向上させることが可能となります。

2. とりわけ、わが国の最先端研究拠点である貴市においては、上述の国の方針も受けて、バイオテクノロジーならびにその一環としての遺伝子組換え作物の開発と実用化についても、産・学・官の研究機関において先端的な開発研究が行われており、その適切な発展にご尽力いただくよう切望いたします。
3. 貴方針案では、栽培実験の実施にあたっては、農林水産省が定めている「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」を遵守することを求めておられますが、これは妥当なものと考えます。この指針は、遺伝子組換え作物の交雑・混入の回避を目的に、研究者、消費者、報道関係者等、広く各分野の専門家から成る検討委員会で、最新の科学的知見に基づく全国共通の基準として制定されたものと承知しております。
4. 「一般圃場で行う栽培」については、ここで対象となる遺伝子組換え作物は、将来栽培希望が出てきた場合でも、何れも既にその安全性が確認されたものであり、あくまで安全性が確認されている作物の交雑・混入の問題であることをお考え頂く必要があると存じます。

遺伝子組換え技術は比較的新しい技術であり、その発展が急速であったが故に、漠とした不安感を持つ人々が存在するのは事実です。しかし、仮に、そのことをもって、遺伝子組換え作物に限って、一方的に、実質的に栽培実施を困難に追い込むような過剰な規制を設けることがあれば、公的制度の在り方として、著しく均衡を欠くものになってしまうことにご留意頂きたいと存じます。この点、とくに「5. 栽培計画書に記載する事項」において、過剰な内容を求める事が無きよう慎重な対応が必要と存じます。

5. 以上、我が国が今後国際競争力を持ち、環境と調和を保ちつつ、食料の安定供給と農業の振興を図っていくためには、遺伝子組換え技術を含むバイオテクノロジーの研究開発と応用は不可欠であり、これをいたずらに規制するものとならないよう、今般、貴市において「遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針」を策定されるに際し、この点に十分ご配慮下さるよう御願い申し上げます。